

General Terms and Conditions for the Purchase of Direct Materials - Japanese

原料の購入に関する契約 - 契約条件

第1条 総則 これらの印刷された原料の購入に関する契約の契約条件（以下「標準的な契約条件」と呼称する）において、「Lonza」とは本契約の最初のページにおいて言及されるそれぞれのLonzaの事業体を意味する。本契約の最初のページに記載された条件およびこの標準的な契約条件の間において何らかの争議が生ずる場合、本契約の最初のページに記載された条件が優先する。Lonzaが売主から受領する各出荷品は、売主による承認、請求書または他の用紙に含まれる何らかの契約条件にもかかわらず、更に、Lonzaによる何らかの出荷品の受諾、あるいは出荷品に対する支払いの行為、またはLonzaによる類似した行為にもかかわらず、Lonzaによって追加、修正、代替その他変更される場合を除き、この標準的な契約条件を含む、本契約における契約条件にのみ従うものと見なされるものとする。本契約により、Lonzaは、売主によって提案される何らかの相異した、あるいは追加の契約条件を却下する。

第2条 遵守の保証 売主は、本製品が、全ての適用される連邦、州、地方の法律、規制、規則ならびに命令に関する要件を遵守し、適切に包含、包装され、マーク、ラベルが付けられ、登録されることについて保証するとともに、本製品および本製品に関連して提供されるあらゆるサービスが、全ての適用される連邦、州、地方の法律、規制、規則ならびに命令に関する要件に従うことについて保証する。これに加えて、更に、上記の一般性を制限することなく、Lonzaは機会均等の雇用者（Equal Opportunity Employer）であるということが特に了解されているとともに、売主は、売主が1938年公正労働基準法（改正法）を遵守することについて保証する。

上記の表明は、継続的な表明であり、各出荷に対して適用されるものとする。売主は、売主および/あるいは本製品が本第2条の要件を遵守していないことから生ずる、あるいはこれに由来する債権、債務、費用（弁護士費用を含む）、罰金、違約金、損害賠償および/あるいは経済的な損失から、もしくはこれらに対してLonzaを抗弁および補償するとともに、Lonzaが損害を被らないように保護するものとする。

第3条 価格、引渡し、および損失の危険負担 価格には、本製品の正味重量が含まれるものとする。いかなる種類の追加料金（箱詰め、包装、木箱への箱詰めの料金などが含まれるが、これらに限定されないものとする）であっても、Lonzaによる事前の書面での同意がない場合には認められないものとする。本契約期間のいつであれ、Lonzaが、本製品の引渡価格よりもLonzaへの引渡価格が低くなるような価格または条件で類似した数量の商品を購入することができる場合、Lonzaは、かかる低い引渡価格について売主に対して通告することができる。売主は、かかる通告から15日以内において、売主が、かかる価格または条件に合わせるかどうかについて、書面でLonzaに対して通知するものとする。売主が、かかる価格または条件に合わせないことを選択する場合、あるいは15日以内にLonzaに対して通知することを怠る場合、Lonzaは、引渡価格が低いほうの商品を購入することができる。更に、そのように購入された数量は、本契約に基づくLonzaならびに売主のそれぞれの売買に関する義務を相応に削減するものとする。引き渡される本製品は、その数量ならびに品質に関して、その注文に正確に一致したものとする。売主が注文から逸脱する場合、売主はその

旨Lonzaに対して通告するものとする。Lonzaが、これらの逸脱に対して特に同意しない限り、Lonzaは、もはやその注文に拘束されないものとする。あらゆる発送の文書ならびに配達受領書において、売主は、Lonzaの発注番号ならびに総重量、正味重量および寸法の詳細について表示するものとする。本契約において別段規定されない限り、本製品の引渡しは、Lonzaの施設で行われるものとする。本製品の引渡しは、INCOTERMS® 2020に準拠するものとする。本契約にこれと異なる引渡し条件の定めがない場合、注文された本製品は、「目的地の関税込み (DDP place of destination) (INCOTERMS® 2020)」に基づいて引き渡されるものとする。損失、債務および/あるいは損害の危険負担は、本製品がLonzaの施設においてLonzaの代表者に対して物理的に引き渡されLonzaの代表者によって受諾されるまで、売主が引き続き負うものとする。

第4条 価格の保護 売主は、本製品の価格が、同等または少ない数量における同様または類似した商品について他の顧客に現在適用されている価格に劣らず優遇されていることについて保証する。売主が本契約期間において当該本製品の価格を引き下げた場合、売主は、これに従い、本製品の価格を引き下げることと同意する。

第5条 受諾ならびに拒否 あらゆる本製品は、Lonzaによる検査、拒否の権利、ならびに受諾の撤回に関する権利（本第5条の規定に従う）を条件として受諾されるものとする。検査の前における本製品に対する支払い、あるいはその利用は、本契約の受諾にあたらぬものとする。更に、行われる支払いは、Lonzaが売主に対して有する可能性がある一切の権利および請求権を害すると見なされないものとする。出荷/受領の文書におけるLonzaの代表者による署名は、本製品または異なる契約条件の受諾にあたり、もしくは本製品の状態を承認したりしないものであって、単に本製品の出荷の受領を認めるに過ぎないものとする。

第5条 第1項 拒否 Lonzaは、その合理的な自由裁量権により、第2条あるいは第9条における表明ならびに保証に準拠していない何らかの製品を売主に対して返却することができる。かかる製品は、売主に対して返却されるものとする。売主は、売主の費用の負担により、合理的に可能な限り迅速に返却された製品を当該保証に準拠している製品と交換し、売主の費用（あらゆる運送、保険を含む）の負担によって、できる限り迅速に（だが、準拠していない製品あるいは瑕疵を有した製品の受領から30日以内に）その交換製品を引き渡すものとする。売主が30日以内に本製品を交換することができない場合、売主は、Lonzaの要請により、下記の第5条の第3項に定義されるように、Lonzaに対して払い戻しを行うものとする。

第5条 第2項 苦情 苦情は、Lonzaが、いつであれ保証期間中にその瑕疵について売主に通告する場合、時宜を得て申し立てられたものと見なされるものとする。瑕疵を有した製品に関して何らかの苦情がLonzaによって申し立てられてから2週間以内において、売主は、売主の標準的な運営手続きに従って開始した修正措置ならびに予防措置に関する詳細かつ合理的な報告をLonzaに対して行うものとする。

第5条 第3項 貸方記入/払い戻し、相殺 本第5条の規定に従い、売主は、かかる本製品に関してLonzaによって行われた支払いについて、電信送金あるいは小切手によってLonzaに対して迅速に払い戻しを行うものとする。Lonzaは、その単独の自由裁量権により、かかる払い戻しの代わりとして、売主の未決済請求書において当該金額を貸方記入することを選択できるものとする。Lonzaは、いつであれLonzaによって支払われるべき金額を、売主あるいは売主の関連会社から支払われるべき金額と相殺することができるものとする。

第5条 第4項 救済 第5条の定める救済は、法律上、エクイティー上その他において利用可能な全ての救済に追加されるものとする。

第5条 第5項 欠陥商品回収および改修 本製品の欠陥商品回収、製品撤退、あるいは改修が

、行政機関によって要請される場合、あるいは
(a) 本契約の契約条件（本契約に含まれるあらゆる保証を含む）に準拠しない製品を売主が供給したこと、または (b) 売主もしくはその関連会社またはこれらの代表者らの過失、意図的な不法行為または不作為に起因する安全性あるいは有効性のために要請される場合、売主は、あらゆる費用および料金を負担するものとする。これには、かかる欠陥商品回収または改修、必要なすべての監督機関との連絡および会議、交換品の在庫、サービス労働、設置、出張、顧客に対するかかる欠陥商品回収の通知、ならびに同一の顧客に引渡される交換製品（運送費を含む）に関する費用または料金などが含まれるが、これらに限定されないものとする。かかる欠陥商品回収および改修が、部分的にLonzaの過失あるいは意図的な作為または不作為を原因とする範囲において、Lonzaは、その瑕疵に応じて、かかる費用ならびに料金を公平に負担するものとする。

第6条 税金 本契約は、売上税または使用税を含まないものとする。更に、かかる税金は、本製品の価格に上乗せされないものとする。但し、Lonzaが、提供される空欄の中に本製品の購入についてかかる税金が免除されることについて表示していることを条件とする。売主は、他に合意されない限り、Lonzaに対して販売される本製品（および/あるいは本製品に関連して提供されるサービス）に関して、連邦、州または地方の法律によって課される他の税金を支払うことについて同意する。

売主は、Lonzaの要請により、本製品が輸入されたかどうか、もしくは輸入原料を用いて製造されたかどうかについて、Lonzaに通知するとともに、本契約に基づいてLonzaが購入した本製品に含まれる製品または輸入原料に対する関税の払戻のために必要な全ての文書をLonzaに対して提供するものとする。

第7条 知的財産 売主は、本製品（または、本製品の一部。売主の本製品の製造過程を含む）に関して、知的所有権の実際の侵害もしくは

侵害があったとの申立て、またはこれに基づいた訴訟から生じたあらゆる債務、経済的損失、損害および費用（弁護士費用を含む）から、およびそれらに対してLonza、その承継人、顧客および利用者を抗弁および補償するとともに、これらが損害を被らないように保護することについて同意する。かかる義務は、Lonzaによる当該本製品の受諾および対価の支払いの後であっても存続するものとする。

第8条 補償 売主は、あらゆる個人（売主あるいはLonzaの従業員を含むが、これらに限定されないものとする）、およびあらゆる財産に対する実際の損害もしくは負傷（死亡を含む）、または損害もしくは負傷（死亡を含む）の申立てに対して単独で責任を負担するものとする。ここにおける実際の損害もしくは損傷、または損害もしくは損傷の申立ては、(i) 売主の本契約に基づいた義務の履行、または何らかの作為もしくは不作為、(ii) 本製品の利用もしくは販売、または (iii) 売主もしくはその関連会社側の過失あるいは故意の不法行為から生ずるか、またはこれらに起因するものとする。更に、売主は、Lonzaの単独かつ重大な過失によって生ずる範囲を除き、本契約から生ずるあらゆる種類の債権、債務、費用（合理的な弁護士費用を含む）、罰金、違約金、損害賠償および/あるいは経済的損失から、およびそれらに対してLonzaを抗弁ならびに補償するとともに、Lonzaが損害を被らないように保護するものとする。

第9条 保証 売主は、あらゆる本製品に対する正当な権原を保証する。売主は、本製品が、新しく、市場適格性があり、安全であり、意図される利用目的に適合し、その技量ならびに素材において瑕疵を有さず、かつ、本契約で言及する、あるいは本製品に適用される本件の仕様ならびに図面、サンプルその他の説明に適合したものであることについて保証する。

更に、売主は、本製品に関連して提供されるサービスが最高の基準に従って、職人らしい手段により実行され、技量および素材において瑕疵がなく、かつ本契約で言及する、あるいは本製

品に適用される全ての仕様、計画書または図面に従って実行されることについて保証する。出荷（または履行）の日付から18ヶ月以内か、もしくは使用開始の日付から12ヶ月以内のいずれか早い方に、素材あるいは技量において瑕疵があると判断されたか、あるいは仕様に準拠していないと判断された本製品もしくはサービスは、Lonzaの選択により、売主がその場で修正もしくは修理するか、またはLonzaの施設で売主が交換するか、または修理、交換もしくは全額払い戻しを目的として、売主が費用（運送費および取扱費を含む）を負担して、売主に対して返却するものとする。

更に、売主は、売主がLonzaのウェブページを通じてアクセスが可能であるLonzaの供給業者の行動規範の最新版に従うことについて保証する。

第10条 担保権の放棄 売主は、その単独の費用および料金の負担により、本製品に関してLonzaの土地建物またはその造作に対して下請業者および原料の供給業者によって課されている全ての担保権の放棄および免除を下請業者および原料の供給業者から取得するものとする。更に、売主は、これに関してLonzaを抗弁および補償するとともに、Lonzaが損害を被らないように保護するものとする。

第11条 引渡し 本契約については、期限は絶対条件とする。合意された引渡日は、確定日であるものとする。注文された本製品は、本契約において規定された日付において、あるいは合意された期間内に引き渡されるものとする。この日付あるいは期間が満了した時は、以降の期限が設定されない場合、売主は遅延に陥るものとする。売主は、相当の時期にそれを要求した場合に限り、Lonzaによって提供されるべき必要な文書または部品がないことに依拠することができる。その場合、引渡しの期間は、適切に延長されるものとする。合意された引渡日より前の相当の時期に、注文された製品の引渡しについて通知するものとする。Lonzaは、受諾の遅延にあたることなく注文された製品の納期よ

りも早い供給の受諾を拒否する権利を明確に留保する。別段合意されていない限り、Lonzaは、売主の費用ならびに危険の負担により、注文された製品に関する合意されていない供給の不足、または過剰な供給を拒否する、または保管する権利を明確に留保する。売主が指示された通りに引渡しを行わない場合、または売主が本契約の規定に違反した場合、他の法的救済に加えて、Lonzaは、引渡されていない製品の全てまたは一部を取り消す権利を留保する。

第12条 不可抗力 当事者は、当事者の支配の及ばない原因のために生じた、相当な注意によっても予測あるいは回避することができなかったあらゆる作為、不作為または事態に対して責任を負担しないものとする。しかしながら、当事者がその事態の発生後できる限り迅速に状況を是正し、合理的な限り迅速にその原因を除去し、かつ他方の当事者に対して書面で通知するために（その状況の詳細を含む）相当な注意を用いることを怠った場合、その当事者の責任はかかる作為、不作為あるいは事態によって当事者が免除されないものとする。

第13条 機密保持 売主は、Lonzaによって売主に対して提供される、または本契約の履行において売主によって観察もしくは開発される書類、データ、デザイン、図面、仕様、あるいは他の情報を利用しないことについて同意する。更に、売主は、本契約の履行において必要な場合であって、最初に第三者を同様の機密保持ならびに利用制限に拘束する書面での契約を当該第三者から取得した上でのみ行う場合を除き、第三者に対して上記の事項を開示しないことについて同意する。本契約の完了、取り消し、あるいは終了の時点において、売主は、Lonzaに対してかかる返却に関する売主の証明と共に上記の事項を全て返却するものとする。これには、売主あるいは売主が雇用する第三者によって作成された上記の事項が含まれている有形資料の全てのコピー、抜粋、または派生物が含まれる。あらゆる時点において、Lonzaは、本契約に基づいて売主によって作成あるいは提供され

る全ての図面、仕様書、書類あるいは他の文書の所有権を有するものとする。連邦著作権法の適用を受けるか、または同法により著作権で保護することができるLonzaのために製造される全ての本製品は、「職務著作物」と見なされるものとする。更に、かかる本製品の権原および所有権は、常にLonzaによって保有されるものとする。

第14条 製品の総合安全管理 売主は、最初の引渡しの前に、売主の最新の製品安全データシート、ならびにこれに関する危険およびこれに関連して順守されるべき予防措置に関する他の書類をLonzaに対して提供するものとする。売主は、本契約期間において、売主が発行するこれらの改訂版のコピーをLonzaに対して迅速に提供するものとする。

第15条 継続的な改善 売主は、継続的な品質の改善のために全力を尽くすことについて承認および同意する。例えば、売主は、本契約に従って売主の義務のすべてを100パーセント遵守しようと努力することを明確に承認する。これには、100パーセントの納期遵守、および100パーセントの保証責任順守という目標が含まれるものとする。Lonzaは、売主が契約上の要件を遵守していないことについて、売主に対して書面で指摘することができる。売主は、当該書面で指定された期間内において、当該発行された書面を検討し、書面による回答を提供することについて同意するとともに、当該書面に記載された不遵守を是正するために修正措置を講ずることについて同意する。

本製品の製造において利用される原料の構成、包装もしくは調達が変更される場合、または本製品の製造において利用される製造過程、品質検査、もしくは品質検査の方法が変更される場合、売主は、その変更についてLonzaに対して書面で迅速に通知することについて同意する。Lonzaあるいはその顧客は、要請をすることにより、売主の施設において本製品を検査および確認することができる。売主は、本契約の期間において生ずる第三者認証（ISO9000シリーズ

、QS9000など）の喪失について、書面でLonzaに対して迅速に通知することについて同意する。

第16条 雑則 本契約またはその権利もしくは義務の移転または譲渡は、いずれの当事者によっても、他方の当事者による書面での同意なしで行われ不得とする。ここにおける同意は、不合理に留保または遅延してはならないものとする。いかなる場合においても、一方の当事者が他方の当事者に対して本契約の規定を厳守するよう強く求めないことは、かかる事項の継続的な放棄、あるいは本契約の他の規定の放棄と解釈されないものとする。何らかの司法管轄区における適用される法律に基づいて、本契約の一部が無効または強制不可能であると判断される場合、かかる部分は、その司法管轄区における本契約の残余の部分、または他の司法管轄区における全体としての本契約の有効性または施行可能性に対して何らかの方法によって影響を及ぼすことなく、かかる司法管轄区におけるかかる無効性または強制不可能性の範囲においてのみ無効であるものとする。これに加えて、無効である部分は、当事者らの意図に可能な限り近づけるために、相互に合意された方法によって改正されるものとする。本契約は、抵触法の原則にかかわらず、Lonzaの本拠地の州の法律に準拠するとともに、その法律に従って解釈されるものとする。国連国際物品売買条約は、本契約に適用されないものとする。当事者らが誠意をもった協議を通じて解決することのできない本契約に基づいた争議は、Lonzaの本拠地の州における裁判所で解決されるものとする。本契約をもって、当事者らは、かかる裁判所の専属管轄権を承諾する。

第17条 企業責任 売主は、直接的あるいは間接的であるかどうかにかかわらず、売主が、自由あるいは競争的な入札を制限する契約を締結していないし、将来において締結しないこと、そのような談合に参加していないし、将来において参加しないこと、その他そのような行為も行っていないし、将来において行わないことに

ついて保証する。これには、この取引に関連した、請負業者もしくは下請業者、またはLonzaまたはその請負業者もしくは下請業者らの職員による、またはこれらに対する将来の雇用あるいは営業の機会に関する何らかの申し込みまたは約束が含まれるが、これらに限定されないものとする。

売主において、Lonzaもしくは売主の従業員、下請業者、または下請業者の従業員が、直接的あるいは間接的であるかどうかにかかわらず、Lonzaに関する契約あるいは下請契約に関連して、不当に有利な取扱を受けるか、あるいは与えることを目的として、金銭、料金、謝礼、将来の雇用もしくは営業の機会の提供もしくは約束、またはいかなる種類のものであれ有価物を勧誘したか、受諾したか、または受諾しようとしたと考える合理的根拠がある場合、売主は、その潜在的な違法行為についてLonzaのジェネラル・カウンシルに対して迅速に通告するものとする。